

平成 26 年 2 月 8 日

傍聴者配布資料

- ・ 会議次第
- ・ 第三者委員会に報告する丹波市事案概要
- ・ 不正事務処理対策について（諮問書）
- ・ 丹波市不正事務処理に関する第三者委員会 委員名簿
- ・ 丹波市不正事務処理に関する第三者委員会条例
- ・ 丹波市不正事務処理に関する第三者委員会運営要綱（案）
- ・ 丹波市不正事務処理に関する第三者委員会傍聴要領（案）
- ・ 第三者委員会と内部委員会の関係（フロー図）

平成 25 年度 丹波市不正事務処理に関する第三者委員会次第

平成26年2月8日(土) 10:00～
於：兵庫県民会館 12階 1201号室

- 1 市長あいさつ
- 2 委嘱状交付
- 3 委員自己紹介
- 4 出席職員紹介
- 5 定足数の報告
- 6 第三者委員会の所掌事務について
- 7 委員長の選出
- 8 委員長あいさつ
- 9 委員長職務代理者の指名
- 10 委員長職務代理者あいさつ
- 11 諮問書の交付
- 12 会議運営要綱の認定
- 13 傍聴要領の認定
- 14 会議の公開・非公開の決定

(～休憩～)

- 15 議 事
 - (1) 不正事務処理事件の内容、経過等概略説明
 - (2) 調査、審議等の進め方
 - (3) 指名委員による調査等の決議
 - (4) 次回の日程及び議事内容
- 16 閉 会

第三者委員会に報告する丹波市事案概要

番号	実施機関	事案名称	事案の概要	不祥事発生時期	不祥事発覚時期	これまでの調査等の状況	市の対応	その他状況	付記
1	水道部	水道部における、平成23年度実施設計業務の不正事務処理に関する事案	平成23年度市島簡易水道再編推進事業の実施設計業務について、丹波市水道部工務課の課長、係長、主任の3名が、契約履行期限の時点、出来高が100%でない（最終検査による出来高28.3%）にもかかわらず、業務検査調書に検査結果を「合格」とし、また委託業務成績表においても良好な成果品の提出があったと記載し、虚偽の業務検査調書により委託料の全額である9,181,200円を受託業者に支払った。 平成24年6月に本業務が完了しないまま受託業者が倒産したことにより、その事実が明らかになった。内部調査では事件の真相を解明することができないうちに、平成24年9月、虚偽有印公文書作成及び同行使用にかかるとする処罰法規に基づき、課長、係長及び担当職員の3名を告訴するに至った。現在、倒産した受託業者の破産管財人との間で、委託費用の取り扱いについて係争中である。	H24.3	H24.8	事件のために内閣調査委員会を配置（委員長：副市長、委員：部長）	2012年9月職員3名を告訴 2014年1月告訴取消	水道部不正事務処理事件の調査と再発防止のための特別委員会	
2	水道部	水道部における、平成22年度実施設計業務の不正事務処理に関する事案	平成24年9月に水道部職員3人を告訴した不正事務処理事件以前の平成22年度市島簡易水道再編推進事業の実施設計業務について、平成22年度に完了しているのは実施設計書の一部が欠如していることが、平成25年9月、平成26年度の予算編成作業をすすめる中で判明した。その後、告訴事案について丹波署の捜査を受けている中で、平成22年度業務受託会社が関係資料を市に提出したこと、実際は業務が完了していなかったことが明らかになること、完了前に委託料の全額である3,150,000円を業者に支払っていたことが判明した。告訴事件に関与した職員3人以外にも新たな職員が関わっており、告訴事案と同様の事務手続きを行っていることが疑われることから、平成25年12月3日記者発表において、個人の資質ではなく、組織として問題であることから、不正事務の再発防止を最優先とするため、同日の定例会初日に提案する予定であった水道部と建設部下水道課の組織統合に関する職案を取り下げた事案に至った。	H23.3	H25.11	—	—	不正事務処理・不正入札事件調査特別委員会「丹波市議会特別委員会設置	
3	水道部	東芦田新水源のマンガン流出事故、水質検査の隠ぺいに関する事案	丹波市が平成27年度稼働予定で計画を進めている丹波市青垣町の「東芦田新水源」について、新水源完成後の平成24年8月に試験運転を行った際、同水源付近の公共施設の水が濁ったことで、多量のマンガンを含んでいることが分かった。水質検査結果については、議会並びに地元に対して、平成19年に井戸の試験で2度行った水質検査では、マンガンは基準値（1リットルあたり0.05ミリグラム以下）の10分の1以下で良好。本井戸の検査は実施しておらず検査表は無いと説明していたが、濁水送水後の平成24年9月上旬に原因を調べる中で、平成21年11月に本井戸の水質検査をしていた事実を確認した。当時の担当者が検査表を上司に報告しないままプアイルにとじ込んでしまった上、係長、課長も検査結果の確認を怠っていたというものであり、水道法が定める基準の12倍にあたる「0.60」という検査結果であった。 平成24年9月の検査結果の存在を係長以上の職員は確認していたが、「これまでに市民に説明してきたことと異なり、「地域住民の理解を得ることが難しい」として、当時の水道部長の指示により公表されず、市長への報告もなかった。	H24.8	H26.1	—	—	不正事務処理・不正入札事件調査特別委員会「丹波市議会特別委員会設置	
4	消防本部	消防本部における、化学消防ポンプ自動車積載用高圧空気容器（ボンベ）購入に係る不正事務処理に関する事案	消防本部副課長（消防署副署長）が、化学ポンプ自動車積載用 高圧空気容器（ボンベ）購入に際して、適正な最低見積業者があるにもかかわらず、別の指定見積業者を最低見積業者とするために、部下の係長に命じ、見積書を再度提出するように指示をした。指示を受けた係長は、別の指定見積業者に対し、見積書の提出を依頼したが断られた。この後、再度、副課長は係長に対して、見積書の提出を要求するよう指示し、結果、見積書の再提出がなされた。 このことにより、適正な見積結果を操作し、本来の最低見積価格を提示した業者と契約せずに、他の業者と物品購入契約した。 処罰法規に抵触する疑いがあるとして、丹波署に疑いの事実を通報した。	H25.11	H25.12	公益通報制度に基づき法令遵守委員会による調査（委員長：副市長、副委員長：企画総務部長、委員：技監、財務部長）	事件として丹波署へ通報	不正事務処理・不正入札事件調査特別委員会「丹波市議会特別委員会設置	

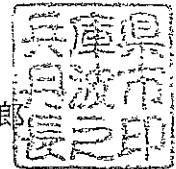
諮問第11号

丹波市不正事務処理に関する第三者委員会

不正事務処理対策について（諮問）

平成26年2月8日

丹波市長 辻 重五郎



丹波市では、公正・公平な立場で厳正に事務事業の執行に当たるべき職員が不正な事務処理を行い、また、管理監督すべき立場にある職員がその事実を隠ぺいするなど職員による不正な事務処理等が連続して発生しており、市民の皆様の本市行政に対する信頼は大きく失墜しております。

特に平成23年度に水道部で発生した不祥事以降は、職員一丸となって再発防止に取り組み、行動規範となる職員憲章を定め、職員倫理の向上に努めてきたにもかかわらず、その後発生した事案は、痛恨極まりない不祥事であり、市政に与える影響は極めて甚大であると感じております。

今、本市に求められるのは、二度とこのような不正な事務処理を繰り返さないという決意のもと、これまでの事案について、客観的かつ公正な検証を行い、再発防止を図ったうえで、失われた市民の信頼を全力で取り戻し、「誇りの持てる住んでよかった丹波市」を目指して、市政10周年の節目に再出発することであると強く考えています。

以上のことから、本市行政の信頼回復を図るため、度重なる不正な事務処理について、調査、検証及び審議をいただき、その再発防止策についてご提言いただきたく、下記のとおり貴委員会に諮問いたします。

なお、本諮問事項につきましては、事案の重大性及び迅速な再発防止策の実行の必要性などを鑑み、平成27年3月31日までに答申いただきたくお願い申し上げます。

記

【諮問事項】

- 1 次に掲げる不正な事務処理の事実関係の解明、実態調査及び再発防止対策の提言
 - (1) 丹波市水道部における不正な事務処理（平成24年度から平成25年度発覚分関連）について
 - (2) 丹波市消防本部における不正な事務処理（平成25年度発覚分関連）について
 - (3) 前2号のほか各部署における不正な事務処理について
 - (4) その他本市の不正事務防止対策に向けて貴委員会が必要と認める事項
- 2 不正な事務処理の背景・温床と考えられる職場風土改善のための分析、調査及び提言

丹波市不正事務処理に関する第三者委員会 委員名簿

平成26年2月8日委嘱

ふりがな 氏 名	生 年	職 業	勤務先	主な経歴・その他
あんどろ 安藤 幹根	昭和40年	公認会計士・税理士	安藤公認会計士事務所	・神戸地方裁判所伊丹支部民事調停委員 ・丹波市入札監視委員会委員 ・公益財団法人大阪府都市型産業振興センター・インキューベーション施設入居審査会委員 ・公益財団法人宝塚市文化財団監事
おおうち 大内 ますみ	昭和21年	弁護士	三宮法律事務所	・兵庫県弁護士会副会長 ・神戸家庭裁判所家事調停委員 ・神戸市固定資産評価審査委員会委員 ・法務省人権擁護委員 ・神戸市公正職務審査会委員 ・明石市行政オンブズマン ・神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会委員
かみわき 上脇 博之	昭和33年	大学教授（法学博士）	神戸学院大学大学院 実務法学研究科	- 専門は憲法学（政治資金、政治倫理、情報公開、選挙制度） ・福岡県築城町政治倫理審査会会長 ・丹波市・一部事務組合情報公開審査会会長 ・奈良市政治倫理審査会会長 ・市民団体「政治資金オンブズマン」共同代表
きたばやし 北林 泰	昭和24年	兵庫県立大学監事	兵庫県立大学	・兵庫県代表監査委員 ・兵庫県防災局長 ・兵庫県立病院局管理課長 ・兵庫県人事委員会職員課長
もとよし 元吉 由紀子	昭和34年	経営コンサルタント	株式会社スコーラ・コンサルタント	- 日本キャリアア開発協会認定CDA（キャリアデザインアドバイザー） - 自治体の組織風土改革支援のための著書あり - 各種委員等 ・厚生労働省 人事評価検討プロジェクトチーム ・神戸市 組織活性化ワーキング ・奈良県 今後の行政経営を考える有識者会議 ・枚方市 外部評価委員 ・春日井市 行政経営アドバイザー

丹波市不正事務処理に関する第三者委員会条例をここに公布する。

平成26年1月24日

丹波市長 辻 重五郎

丹波市条例第2号

丹波市不正事務処理に関する第三者委員会条例

(設置)

第1条 本市における不正な事務処理について、実態把握及び再発防止に向けた提言等を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、丹波市不正事務処理に関する第三者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に基づき、次に掲げる事項について、独立して調査、検証及び審議を行い、その結果を市長に答申する。

- (1) 不正な事務処理の事実関係の解明その他の実態把握に関すること。
- (2) 不正な事務処理の再発防止対策の提言に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、5名以内とする。

2 委員は、委員会の目的を達成するために必要な高い識見を有すると認められる者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務を終える日までの間とする。

(守秘義務)

第5条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席をさせ、意見を聴取し、若しくは必要な資料の提出を求め、又は調査をすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画総務部において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年丹波市条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

市議会議員政治倫理審査会委員	弁護士、大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
個人情報保護審査会委員	弁護士、大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	8,000

」

を

「

市議会議員政治倫理審査会委員	弁護士、大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
不正事務処理に関する第三者委員会委員		1回	20,000
個人情報保護審査会委員	弁護士、大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	8,000

」

に改める。

(有効期限)

3 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

(特例措置)

4 この条例の施行の日以後最初に開催する会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

(案)

丹波市不正事務処理に関する第三者委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、丹波市不正事務処理に関する第三者委員会条例（平成26年丹波市条例第2号）第9条の規定に基づき、丹波市不正事務処理に関する第三者委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議決)

第2条 委員会の会議（以下「会議」という。）の議事は、出席委員の過半数で決する。

(会議の公開等)

第3条 会議（会議において配布された資料を含む。この条において同じ。）の公開又は全部若しくは一部の非公開は、委員長が会議に諮って、これを定める。

2 会議の公開に際しては、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）及び丹波市情報公開条例（平成16年丹波市条例第9号）の趣旨に照らし、必要な配慮を講じるものとする。

(指名委員による調査等)

第4条 委員会は、必要と認めるときは、委員会が指名する委員（以下「指名委員」という。）に次の事項を委託することができる。

- (1) 関係者への意見聴取に関すること。
- (2) 委員会で必要と認める文書の収集に関すること。
- (3) 提言書の原案の起草に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認める事項

2 前項の場合において、指名委員は、その結果の概要を委員会で報告しなければならない。

(傍聴に関する事項)

第5条 委員会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(会議録の作成)

第6条 委員会の会議録は、企画総務部総務課において作成する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月8日から施行する。

丹波市不正事務処理に関する第三者委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、丹波市不正事務処理に関する第三者委員会運営要綱（平成26年2月8日制定）第5条の規定に基づき、丹波市不正事務処理に関する第三者委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。ただし、開催会場の都合により分けることが困難な場合は、この限りでない。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、丹波市不正事務処理に関する第三者委員会傍聴受付簿（以下「受付簿」という。）に必要事項を記載しなければならない。ただし、報道関係者及び会議を傍聴しようとする者の同伴する児童又は乳幼児については、この限りでない。

2 受付簿は、会議の開催当日、開催場所に備え付け、先着順又は抽選により受け付ける。

(報道関係者に係る手続)

第4条 報道関係者は、取材等のため会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を受けなければならない。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人（報道関係者を除く。）の定員は、会議開催場所に応じて委員長が定める人数とする。

(傍聴することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会の会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに類するものを所持している者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は議事運営に支障となるおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、委員長の許可を得た場合には、この限りでない。

- (1) 静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに傍聴席を離れることその他の議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 会場においては、携帯電話は電源を切り、又はマナーモードに設定し、通話はしないこと。
- (4) 会場において、食事又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真、ビデオ等の撮影及び録音をしないこと。

(案)

(6) 会場においては、会長及び係員の指示に従うこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場等)

第8条 傍聴人がこの要領の規定を守らないときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

2 傍聴人は、委員会において会議非公開の決定があったときは、速やかに、退場しなければならない。

(傍聴人への会議資料の提供)

第9条 委員会は、傍聴人に会議資料（丹波市情報公開条例（平成16年丹波市条例第9号）第7条に規定する不開示情報が記録されている部分を除く。以下同じ。）を提供するものとする。ただし、委員長が委員会に諮り、提供することが会議の運営上適当でないとの決定がなされたときは、この限りでない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成26年2月8日から施行する。

(様式)

丹波市不正事務処理に関する第三者委員会傍聴者受付簿

[illegible]

第三者委員会と不正事務処理等再発防止委員会、苦情処理委員会の関係

